

決 裁 欄	教 育 長 公 民 館 長	社 会 教 育 課 長	社 会 教 育 課 長 補 佐	公 民 館 主 事	係	使 用 料	金 額	領 収 番 号

年 月 日

大崎町公民館長 殿

申請者 団 体 名

住 所

氏 名

大崎町公民館施設設備使用許可申請書

大崎町公民館施設設備を下記のとおり使用したいので、大崎町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 目的【

2. 使用する施設区分(使用する施設設備に○を付けてください。)

施設名	使用施設	設備等
中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・第1会議室 ・第2会議室 ・第3会議室 ・第4会議室 ・第5会議室 ・大ホール ・生活研修室(日本間) ・料理講習室 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房 ・暖房 ・舞台照明 ・放送器具 ・視聴覚器具 ・ピアノ
陶芸棟	<ul style="list-style-type: none"> ・陶芸棟 	<ul style="list-style-type: none"> ・陶芸窯(・素焼き・本焼き)
弓道場	<ul style="list-style-type: none"> ・弓道場 	
中沖地区公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・集会室 ・日本間 ・会議室 ・料理講習室 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房 ・暖房

3. 日時

期 日	使用時間	超過	冷暖房
/ (曜日)	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分まで	時間	時間
/ (曜日)	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分まで	時間	時間
/ (曜日)	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分まで	時間	時間
/ (曜日)	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分まで	時間	時間

4. 人員【 名】

5. 条件

- (1)特に火災予防に注意し、施設設備等を損傷したときは、申請者が弁償すること。
- (2)使用後は清掃し、用具等の後始末をすること。
- (3)その他条例・規則を遵守して使用すること。

特記事項

大崎町公民館施設設備使用許可書

年 月 日

申請者 団 体 名
住 所
氏 名

下記の施設設備の使用を許可します。

記

1. 目的【.....】

2. 使用する施設区分(使用する施設設備に○を付けてください。)

施設名	使用施設	設備等
中央公民館	・第1会議室 ・第3会議室 ・第5会議室 ・生活研修室(日本間) ・第2会議室 ・第4会議室 ・大ホール ・料理講習室	・冷房 ・暖房 ・舞台照明 ・放送器具 ・視聴覚器具 ・ピアノ
陶芸棟	・陶芸棟	・陶芸窯(・素焼き・本焼き)
弓道場	・弓道場	
中沖地区公民館	・集会室 ・料理講習室 ・日本間 ・会議室	・冷房 ・暖房

3. 日時

期日	使用時間	超過	冷暖房
/ (曜日)	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分まで	時間	時間
/ (曜日)	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分まで	時間	時間
/ (曜日)	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分まで	時間	時間
/ (曜日)	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分まで	時間	時間

4. 人員【 名】

5. 条件

- (1)特に火災予防に注意し、施設設備等を損傷したときは、申請者が弁償すること。
- (2)使用後は清掃し、用具等の後始末をすること。
- (3)その他条例・規則を遵守して使用すること。

年 月 日

大崎町公民館長

印